

小型機船底びき網漁業

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類及び地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
その他の小型機船底びき網漁業 まめ板網漁業	伊勢湾	1月1日から12月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	49	桑名郡木曾岬町、桑名市、三重郡川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、多気郡明和町及び伊勢市に住所を有する漁業者又は漁業従事者
手繰第1種漁業 たたき網漁業	伊勢湾	1月1日から12月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	4	桑名郡木曾岬町、桑名市、三重郡川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、多気郡明和町及び伊勢市に住所を有する漁業者又は漁業従事者
手繰第2種漁業 備前網漁業	伊勢湾	1月1日から12月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	12	桑名郡木曾岬町、桑名市、三重郡川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、多気郡明和町、伊勢市及び鳥羽市に住所を有する漁業者又は漁業従事者
					11	鳥羽市桃取町に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって、三重共第31、34号共同漁業権内での操業の同意を得た者
					22	鳥羽市答志町答志地区に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって、三重共第34、35号共同漁業権内での操業の同意を得た者
手繰第2種漁業 えびびき網漁業	伊勢湾	1月1日から12月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	34	鳥羽市答志町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
手繰第2種漁業 自家用餌料びき網漁業	三重共第38号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	鳥羽市神島町に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって三重共第38号共同漁業権内での操業の同意を得た者
	三重共第136号共同漁業権漁場内 三重共第139号共同漁業権漁場内	6月1日から翌年4月30日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数			北牟婁郡紀北町引本浦に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって三重共第136号及び第139号共同漁業権内での操業の同意を得た者
手繰第3種漁業 貝けた網漁業	三重共第1号共同漁業権漁場内 三重共第2号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	三重共第1号及び同第2号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	伊勢湾岸自動車道木曾川橋上流端から上流の三重共第1号共同漁業権漁場内					三重共第1号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	四日市市、鈴鹿市界石標(三重共第4号漁場区域の基点1)から真方位103度40分の線以北の伊勢湾				25	三重共第3号及び同第4号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	四日市市、鈴鹿市界石標(三重共第5号漁場区域の基点1)から真方位103度40分の線と鈴鹿市白子町、磯山町界石標(三重共第5号漁場区域の基点4)から真方位123度50分の線との間の海域及び三重共第5号漁場区域内。				88	三重共第5号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第6号共同漁業権漁場内				定めず	三重共第6号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第7号共同漁業権漁場内					三重共第7号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第8号共同漁業権漁場内					三重共第8号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第9号共同漁業権漁場内					三重共第9号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第11号共同漁業権漁場内					三重共第11号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第12号共同漁業権漁場内					三重共第12号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者

漁業種類及び地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第3種漁業 なまこけた網漁業	三重共第8号共同漁業権漁場内	12月1日から翌年3月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	三重共第8号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第9号共同漁業権漁場内					三重共第9号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第31号共同漁業権漁場内					三重共第31号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第41号共同漁業権漁場内					三重共第41号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第82号共同漁業権漁場内					三重共第82号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第102号共同漁業権漁場内 三重共第103号共同漁業権漁場内	三重共第102号及び同第103号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者				
手繰第3種漁業 なまこ・かきけた網漁業	三重共第9号共同漁業権漁場内	12月1日から翌年3月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	三重共第9号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
手繰第3種漁業 貝けた網漁業 (噴射ポンプ式貝けた網漁業)	三重共第4号共同漁業権漁場内	4月1日から7月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	三重共第4号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
	三重共第5号共同漁業権漁場内	4月1日から7月31日まで				三重共第5号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
手繰第3種漁業 貝けた網漁業 (そろばん式貝けた網漁業)	四日市市、鈴鹿市界石標(三重共第4号漁場区域の基点1)から真方位103度40分の線以北の伊勢湾	1月1日から12月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	9	三重共第3号及び同第4号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
手繰第3種漁業 貝けた網漁業 (津市御殿場地先共同漁業権抹消海域)	津市大字藤方字米津地先及び津市雲出鋼管町地先 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点5の各点を順次結んだ線、基点3とスを結んだ線及び基点5・ス間と基点3・ア間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域、イ、ウ、ク、セ、イによって囲まれた区域並びにタ、チ、ツ、テ、基点6、ソ、タの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域。(三重共第7号共同漁業権抹消海域の一部) 基点1 津市藤方字林跡、津市藤方字高砂界 基点2 市道7号線(競艇場への取付道路)と海岸堤防との交差点(海岸堤防海岸北側) 基点3 津市藤方相川左岸河川境界標柱(堤防上) 基点4 津市雲出鋼管町相川右岸高圧電線鉄塔 基点5 津市雲出鋼管町埋立地護岸北西側屈曲角 基点6 津市雲出鋼管町埋立地護岸東側屈曲角 基点7 津市雲出鋼管町埋立地護岸三重県・国土交通省管理境界標柱 ア 2から137度50分270メートルの点(堤防上) イ 2から104度00分280メートルの点(導流堤先端) ウ イから33度00分150メートルの点(導流堤延長線上) エ 2から83度00分500メートルの点 オ アから11度10分900メートルの点 カ 5とケを結ぶ線上のケから150メートルの点 キ クとウを結ぶ線上のクから150メートルの点 ク 1から70度50分150メートルの点 ケ 1から70度50分500メートルの点 コ 1から70度50分1,500メートルの点 サ 1から77度50分1,600メートルの点 シ 2から78度50分1,140メートルの点 ス 4から21度30分の線と護岸法線との交点 セ 1から70度50分50メートルの点 ソ 6から324度00分900メートルの点(堤防上) タ ソから90度00分250メートルの点 チ 7から78度00分980メートルの点 ツ 7から78度00分70メートルの点 テ 6から105度00分60メートルの点	1月1日から12月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	津市香良洲町又は同市雲出伊倉津町に住所を有する者であって、平成24年12月31日時点で当該漁業の許可等を受けている者、当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者。

漁業種類及び地方名称	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第3種漁業	三重共第6号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	3トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	三重共第6号共同漁業権第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者
餌料けた網漁業	三重郡川越町地先 次の基点1、ア、イ、ウの各点を順次結んだ線と陸岸とによって囲まれた区域、及び基点3、エ、オ、カの各点を順次結んだ線と陸岸とによって囲まれた区域。 基点1 三重郡川越町川越埋立地北東角 基点2 三重郡川越町川越埋立地東北東突端 基点3 三重郡川越町埋立地南南西突端 基点4 朝明川右岸堤防角 ア 1から74度00分60メートルの点 イ ウから80度00分580メートルの点 ウ 2から345度00分580メートルの点(堤防上) エ 3から268度30分680メートルの点 オ キから171度30分270メートルの点 カ 3から345度00分250メートルの点(堤防上) キ 4から265度00分290メートルの点(堤防上)					三重郡川越町に住所を有する者であって、平成24年4月1日時点において当該漁業の許可等を受けている者、当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者で、当該区域における操業の同意を得た者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は以下のとおりとする。

- (1) まめ板網漁業、たたき網漁業、備前網漁業、えびびき網漁業、貝けた網(共3, 4, 5を操業区域に含むもの)、貝けた網漁業(そろばん式貝けた網漁業)  
平成31年2月1日から同月15日まで
- (2) 上記以外の漁業種類  
周年

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

漁業種類及び地方名称	操業区域の条件	その他
その他の小型機船底びき網漁業 まめ板網漁業	操業区域のうち、次の禁止区域及び共同漁業権を除いた海域 ア 伊勢市榎原町釜屋敷灯標と愛知県知多郡南知多町尾張野島灯台を結んだ線以南の海域 イ 桑名市揖斐川口灯台と伊勢湾灯標を結んだ線以北の海域 ウ 桑名市揖斐川口灯台から伊勢市榎原町釜屋敷灯標までの最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域	1 許可船舶の船首、船橋又は両舷側で外部から見やすい箇所に、縦30センチメートル以上横92センチメートル以上の赤色の標識板により太さ3センチメートル以上、高さ20センチメートル以上の白色の文字で許可番号を表示しなければならない。 2 網口開口板の全長と全幅の長さの合計を260センチメートル以内とする。 ただし、使用船舶の推進機関の馬力数が127キロワット以下の場合にあっては、「260センチメートル」を「270センチメートル」とする。
手繰第1種漁業 たたき網漁業	操業区域のうち、最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域を除く	1 網の長さは、30メートル以内とする。
手繰第2種漁業 備前網漁業	(桑名郡木曾岬町、桑名市、三重郡川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、多気郡明和町、伊勢市及び鳥羽市) 操業区域のうち、次の禁止区域及び共同漁業権を除いた海域。 ア 伊勢市大湊町宇治山田港大湊防波堤灯台と愛知県知多郡南知多町尾張野島灯台を結んだ線以南の海域 イ 桑名市揖斐川口灯台と伊勢湾灯標を結んだ線以北の海域 ウ 桑名市揖斐川口灯台から伊勢市大湊町宇治山田港大湊防波堤灯台までの最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 (鳥羽市桃取町) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 ア 伊勢市榎原町釜屋敷灯標と愛知県知多郡美浜町野間崎灯台を結んだ線以北の海域 イ 伊勢市大湊町宇治山田港大湊防波堤灯台と愛知県知多郡南知多町尾張野島灯台を結んだ線以南 ウ 三重共第31号及び同第34号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場 (鳥羽市答志町答志地区) 操業区域のうち、次の海域を除く。 ア 伊勢市榎原町釜屋敷灯標と愛知県知多郡美浜町野間崎灯台を結んだ線以北の海域 イ 伊勢市大湊町宇治山田港大湊防波堤灯台と愛知県知多郡南知多町尾張野島灯台を結んだ線以南 ウ 三重共第34号及び同第35号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場	1 ビームの長さは、19メートル以内とする。
手繰第2種漁業 自家用餌料びき網漁業	定めず	1 漁獲物は販売してはならない。 2 1隻につき使用するビームは全長7.5メートル以下でなければならない。

漁業種類及び地方名称	操業区域の条件	その他
手繰第3種漁業 貝けた網漁業	<p>(下記以外) 定めず</p> <p>(共3, 4を操業区域に含むもの) 操業区域のうち、次の海域を除く。 1 三重共第1号及び同第2号共同漁業権漁場 2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次結んだ直線、クとケ、コとサを各々結んだ直線並びにア・キ間の最大高潮時海岸線及び河岸線間とによって囲まれた海域 ア 北緯35度3分13秒、東経136度45分4秒の点 イ 北緯35度3分15秒、東経136度45分12秒の点 ウ 北緯35度1秒、東経136度47分42秒の点 エ 北緯34度59分43秒、東経136度46分6秒の点 オ 北緯34度59分32秒、東経136度43分8秒の点 カ 北緯35度1分51秒、東経136度41分33秒の点 キ 北緯35度1分52秒、東経136度41分37秒の点 ク 北緯35度4分12秒、東経136度41分40秒の点 ケ 北緯35度4分39秒、東経136度42分15秒の点 コ 北緯35度5分33秒、東経136度42分48秒の点 サ 北緯35度5分45秒、東経136度43分19秒の点</p>	1 噴射式ポンプを備えた「けた」は使用してはならない。
手繰第3種漁業 なまこけた網漁業	定めず	定めず
手繰第3種漁業 なまこ・かきけた網漁業	定めず	定めず
手繰第3種漁業 貝けた網漁業 (噴射ポンプ式貝けた網漁業)	定めず	1 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 2 噴射ポンプの動力は、使用船舶の推進機関から用いてはならない。
手繰第3種漁業 貝けた網漁業 (そろばん式貝けた網漁業)	<p>操業区域のうち、次の海域を除く。 1 三重共第1号及び同第2号共同漁業権漁場 2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次結んだ直線、クとケ、コとサを各々結んだ直線並びにア・キ間の最大高潮時海岸線及び河岸線間とによって囲まれた海域 ア 北緯35度3分13秒、東経136度45分4秒の点 イ 北緯35度3分15秒、東経136度45分12秒の点 ウ 北緯35度1秒、東経136度47分42秒の点 エ 北緯34度59分43秒、東経136度46分6秒の点 オ 北緯34度59分32秒、東経136度43分8秒の点 カ 北緯35度1分51秒、東経136度41分33秒の点 キ 北緯35度1分52秒、東経136度41分37秒の点 ク 北緯35度4分12秒、東経136度41分40秒の点 ケ 北緯35度4分39秒、東経136度42分15秒の点 コ 北緯35度5分33秒、東経136度42分48秒の点 サ 北緯35度5分45秒、東経136度43分19秒の点</p>	1 噴射式ポンプを備えた「けた」は使用してはならない。
手繰第3種漁業 貝けた網漁業 (津市御殿場地先共同漁業権抹消海域)	4月1日から9月14日までの間は、操業区域のうち、イ、ウ、ク、セ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。	1 噴射式ポンプを備えた「けた」を使用してはならない。
手繰第3種漁業 餌料けた網漁業	<p>(三重共第6号共同漁業権漁場内) 定めず。</p> <p>(三重郡川越町地先) 操業区域のうち、4月25日から5月15日までの間は、基点3、エ、オ、カの各点を順次結んだ線と陸岸とによって囲まれた区域を除く。 加えて、2月1日から5月31日までの間は、員弁川河口であって桑名市福岡町揖斐川河口突堤の基部と三重郡川越町亀崎新田突堤の突端を結んだ線から上流の区域を除く。</p>	1 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 2 ニホンスナモグリ(ボケ)及びイソシジミ(アケミ)以外のものを採捕してはならない。 3 漁具の規模は、桁の長さ1.50メートル以内、幅1.40メートル以内、ポンプホースの数1本、ホースの内径10センチメートル以内、噴射ノズルの数9本以内としなければならない。 4 漁具の数は、1隻当たり2丁以内としなければならない。 5 桁網の曳きまわしによる操業をしてはならない。